

## 五監公告第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成25年8月28日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

総務課

### 3. 監査の期間

平成24年12月27日～平成25年1月28日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 防災事業の印刷製本において、財産事務規則(第56条第6項)によらない事務処理をしている事例が見受けられた。また、庁舎管理業務で日付や会社印の無い見積書を受理している事例が散見された。今後、適正な事務処理に努められたい。	財産事務規則に基づく事務処理に努めます。また、文書受理の際は、内容を精査した上で受理し、契約事務規則に基づく適正な事務処理に努めます。
② 職員の出張において、出張命令簿に記載の無い事例が見受けられた。また、公用車を利用した職員の市内出張命令については、運転日誌により行っているが、その記載に不備があるものが見受けられた。これらの事務処理については、他課にも散見されるため、当課より全庁的に周知徹底を図られたい。	課内職員に対し事務処理の徹底を図ると共に、課長会議において周知徹底を行いました。